

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	四〇九
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	四〇九
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件	四一〇
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	四一〇
○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	四一一
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件	四一一
○特定水産資源について知事管理漁獲可能量を変更した件	四一三
○内水面区画漁業権漁場計画に係る漁業の免許予定日等を告示する件	四一三
○道路の区域を変更する件三件	四一三
○道路の供用を開始する件二件	四一三
公 告	
○一般競争入札を行う件	四一四
福島海区漁業調整委員会	
○小型定置漁業の保護区域について指示する件	四一六

告 示

福島県告示第五百七号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号 第一条第一項の規定により、次の病院を令和五年八月十八日救急病院として認定した。
 令和五年八月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

名称 社団法人養生会かしま病 所在地 いわき市鹿島町下蔵持字中沢 認定有効期限 令和八年八月一七日
 院 目二二番地の一 (地域医療課)

福島県告示第五百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和五年八月二十五日から同年十二月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 令和五年八月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ツルハドラッグ白河白坂店 福島県白河市白坂三輪台十五番地ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 1 大規模小売店舗を設置する者
 名称 JA三井リース建物株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 工藤 真樹
 住所 東京都中央区銀座八丁目十三番一号
 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 名称 株式会社ツルハ
 代表者の氏名 代表取締役 八幡 政浩
 住所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十二号
 三 大規模小売店舗の新設をする日
 令和六年四月十五日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 千百八十五平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 1 駐車場の位置及び収容台数
 位置 別紙図面のとおり
 収容台数 四十五台
 2 駐輪場の位置及び収容台数
 位置 別紙図面のとおり
 収容台数 十六台
 3 荷さばき施設の位置及び面積
 位置 別紙図面のとおり
 面積 五十平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 容量 七・二立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- (一) 開店時刻 午前八時
- (二) 閉店時刻 翌日の午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (一) 午前七時三十分から翌日の午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (一) 数 三箇所
- (二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (一) 午前六時から午前七時三十分まで

七 届出年月日

- 令和五年八月十四日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を令和五年八月二十五日から同年十二月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び川俣町政策推進課に備え置いて縦覧に供する。
令和五年八月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- カインズFC川俣店 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字学校前十五番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の店舗面積の合計

- (変更前) 四千三百三平方メートル
- (変更後) 五千三百三十三平方メートル

2 駐車場の位置及び収容台数

- (変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり
- (一) 収容台数 百八十二台
- (二) 位置 別紙図面のとおり
- (一) 収容台数 百四十四台

3 荷さばき施設の位置及び面積

- (変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 面積 二百四十六・五平方メートル
- (変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 面積 二百三十・七平方メートル

4 廃棄物等保管施設の位置及び容量

- (変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 容量 三十九立方メートル
- (変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 容量 五十三立方メートル

5 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- (変更前) 午前九時から午後七時三十分まで
- (変更後) 午前六時三十分から午後九時三十分まで

6 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (変更前) 午前八時三十分から午後八時まで
- (変更後) 午前六時から午後十時まで

三 変更しようとする年月日

- 令和六年四月十日

四 届出年月日

- 令和五年八月九日

五 届出をした者

- 株式会社誉田

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年八月二十五日から同年十二月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
令和五年八月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- フレスコキクチ北町店 福島県南相馬市原町区北町五百二十六―一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (変更前) フレスコキクチ北町店 福島県原町市北町五百二十六―一ほか

(変更後) フレスコキクチ北町店

福島県南相馬市原町区北町五百二十六―一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社キクチ

代表取締役 菊地 逸夫

福島県相馬市中村字宇多川町十七番地

(変更後) フレスコ株式会社

代表取締役 菊地 盛夫

福島県相馬市中村字宇多川町十七番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社キクチ

代表取締役 菊地 逸夫

福島県相馬市中村字宇多川町十七番地

(変更後) フレスコ株式会社

代表取締役 菊地 盛夫

福島県相馬市中村字宇多川町十七番地

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗の所在地 平成十八年一月一日

2 大規模小売店舗を設置する者の名称 平成三十一年四月一日

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 令和五年四月一日

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称 平成三十一年四月一日

5 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 令和五年四月一日

四 届出年月日

令和五年八月三日

五 届出をした者

フレスコ株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百一十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年八月二十五日から同年十二月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年八月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内 堀 雅 雄

フレスコキクチ北町店 福島県南相馬市原町区北町五百二十六―一ほか

二 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) (一) 数 二箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

(変更後) (一) 数 三箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

令和五年八月八日

四 届出年月日

令和五年八月三日

五 届出をした者

フレスコ株式会社

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第五百十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年八月二十五日から同年九月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年八月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番地七ほか五十筆

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年八月二十五日から同年九月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課

市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
令和五年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル浜田店 福島県福島市浜田町六十二番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年八月二十五日から同年九月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。
令和五年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン桑野 福島県郡山市桑野四丁目三番四ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第五項の規定により、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和五管理年度(令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。
令和五年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 くろまぐろ(小型魚)
- 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業
- 2 配分する数量 十二・七トン
- 二 くろまぐろ(大型魚)
- 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ(大型魚) 漁業

- 2 配分する数量 一・〇トン

(水産課)

福島県告示第五百十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により令和五年八月十七日に定めた内水面区画漁業権漁場計画に係る漁業の免許予定日及びその申請期間は次のとおりである。
令和五年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業の免許予定日
令和六年一月一日
- 二 漁業の免許の申請期間
令和五年八月二十五日から同年九月三十日まで

(水産課)

福島県告示第五百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所まで令和五年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 二八八号	双葉郡大熊町大字野上 字湯の神二八四番地先 から 同 郡同 町大字野上 字湯の神三二七番地先 まで	変更前 変更後	八・八 二一・二	二〇〇・〇 二〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県中建設事務所で令和五年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道芦ノ口大槻線	郡山市大槻町字桜木六番一地从先から同 市大槻町字桜木二番一地从先まで	変更前 一〇・〇〇 一五・〇〇 変更後 一〇・〇〇 一三・四	一〇・〇〇 一五・〇〇	八〇・六 八〇・六

(道路計画課)

福島県告示第五百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道浪江鹿島線	双葉郡浪江町大字西台字西台下九番一地从先から同 郡同 町大字酒田字大坪一地从先まで	変更前 六・九〇 三二・六 変更後 一一・〇〇 二六・三	六・九〇 三二・六	九六〇・〇 九六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八八号	双葉郡大熊町大字野上字湯の神二八四番地先から同 郡同 町大字野上字湯の神二二七番地先まで	令和五年八月二十五日

(道路計画課)

福島県告示第五百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和五年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道芦ノ口大槻線	郡山市大槻町字桜木六番一地从先から同 市大槻町字桜木二番一地从先まで	令和五年八月二十五日

(道路計画課)

公 告

公告第174号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年8月25日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 凍結抑制剤E（塩化カルシウム（粒状）25kg／袋） 予定数量 34,300袋

イ 凍結抑制剤F（塩化カルシウム（粒状）0.5t／袋） 予定数量 1,070袋

(2) 調達をする物品等の仕様等

ア 仕様書による。

イ 仕様書による。

(3) 納入期限

ア 契約締結日から令和6年3月31日までの間の福島県知事が指定する日

イ 契約締結日から令和6年3月31日までの間の福島県知事が指定する日

(4) 納入場所

ア 福島県知事が指定する場所

イ 福島県知事が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

(4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年9月19日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年8月25日（金）から同年9月19日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに同月18日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。

なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙42枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年9月4日（月）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和5年9月4日（月）午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 凍結抑制剤E 令和5年10月5日（木）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

イ 凍結抑制剤F 令和5年10月5日（木）午後2時30分 福島県出納局入札用度課

ただし、ア及びイについて郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月4日（水）午後5時までに必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札書には、1袋当たりの単価を記載すること。
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Antifreezing agent E (granulated calcium chloride 25kg/1bag) Scheduled quantity 34,300bags
 - ② Antifreezing agent F (granulated calcium chloride 0.5t/1bag) Scheduled quantity 1,070bags
- (2) Time-limit of tender (by hand):
 - ① 1:30 p.m., 5 October 2023
 - ② 2:30 p.m., 5 October 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 4 October 2023
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

（入札用度課）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第四号

福島県地先海面における小型定置の保護区域について、漁業法（昭和二十四年法律第二十六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和五年八月二十五日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野智光

一 保護区域

小型定置の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保護区域
小型定置（第二種共同漁業権及び福島県漁業調整規則第四条第一項第十一号により営むもの）	網漁具張り立ての位置から、前面五百メートル、後面五百メートル及び沖面五百メートルの連絡線によって囲まれた区域

二 漁業の禁止

一の保護区域においては、まき網漁業、固定式刺し網漁業、流し網漁業、機船船びき網漁業、かご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年九月一日から令和六年八月三十一日までとする。